

平成23年7月1日

記者発表資料

(県政・小田原記者クラブ  
と同時発表)

## 県内で生産された農産物の放射能濃度について

原子力災害対策特別措置法に基づき、出荷制限されている山北町の茶について、出荷制限の解除に向けた検査を実施したところ、測定値で食品衛生法上の、暫定規制値を上回るものがあり、解除申請することが出来ませんでした。

農産物の種類 (産地)	核種別放射能濃度 [Bq(ベクレル)/kg]	
	放射性ヨウ素	放射性セシウム
チャ(二番茶 荒茶)(山北町)	不検出	590
チャ(二番茶 荒茶)(山北町)	不検出	500
チャ(二番茶 荒茶)(山北町)	不検出	540

※ 検査機関：神奈川県衛生研究所

なお、山北町の二番茶(生葉)を検査しましたところ、放射性ヨウ素は不検出、放射性セシウムは134Bq/kgでした。

## 【参考】

- 食品衛生法上の暫定規制値  
放射性セシウム (その他) 500Bq/kg  
※ 暫定規制値は、原子力安全委員会が示した指標値をもとに厚生労働省が定めたものです。  
※ チャについては、放射性ヨウ素の暫定規制値は定められていません。
- 現在、本県では、小田原市、相模原市、南足柄市、中井町、松田町、山北町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村の10市町村に出荷制限がかかっています。

(問い合わせ先)

神奈川県食の安全・安心推進会議

神奈川県環境農政局農政部農業振興課

課長 菊池 045-210-4420 (ダイヤル)

課長代理 船橋 045-210-4421 (ダイヤル)

ファクシミリ 045-210-8851